

八潮市の人口動態を踏まえた
適正な学校配置について

【最終答申】

平成26年9月
八潮市学校教育審議会

はじめに

平成17年8月の「つくばエクスプレス」八潮駅開業に伴い、駅周辺は大きく変貌しました。都心部から15kmという通勤・通学の好条件は、高層マンションや一戸建て住宅が多数建築されるという形で現れ、駅前周辺の大規模土地開発につながりました。こうした開発により、開業時には76,132人(平成17年4月1日現在)であった八潮市の人口は、平成26年9月には85,360人(9月1日現在)となり、著しい人口増加となりました。

こうした急激な人口増加は、市南部の児童生徒数の増加につながり、八潮市では平成25年度に市南部地区の通学区域の再編成を行いました。これからの人口増加予測によると、通学区域の変更だけでは学校施設が対応できない状況になることが懸念されています。

一方、田園風景が広がる市北部地区では、市街化調整区域に指定されていることもあり、児童生徒数が減少し、単学級でクラス規模が20人以下という学校も存在しています。小規模校では、家族的で温かい人間関係のもとで教育活動が展開されていますが、反面、多人数で切磋琢磨しながら目標を達成していくことができない教育状況にあります。また、市の体育関連の行事等では、規定の出場人数に達しないため、子どもたちの参加意欲に課題が生じています。

このように、八潮市の児童生徒数は、市の南部地区と北部地区で比較すると、二極化が顕著であり、学校規模に著しい差異が生じているのが現状です。

このような状況を鑑み、平成24年10月19日に八潮市教育委員会より、八潮市の子どもたちにとって望ましい教育環境を整備し、八潮市における適正な学校配置(*1)について検討をするために、八潮市学校教育審議会(以下「審議会」という。)は、「八潮市の人口動態を踏まえた適正な学校配置」について諮問を受けました。

本審議会は、「八潮市のすべての児童・生徒に健全な学びと成長を保障するものでなければならない」という理念のもとに、八潮市における適正な学校配置に係る市立小・中学校の現状と課題を整理し、学校教育法施行規則第41条「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。」ことも踏まえながら、「八潮市の子どもたちにとって望ましい教育環境」と「八潮市における適正な学校配置」について慎重に検討してまいりました。

さらに、本市が「学力の向上と豊かな心の育成」の実現を目指して、平成18年度から推進している小中一貫教育(*2)の成果を一層充実させるため、また、目指すべき児童生徒像の実現のために、望ましい教育環境はどうあるべきかという視点も含めて審議を重ねてまいりました。

ここに、全12回の審議を終え、本審議会の意見を最終答申として示すものです。

1 八潮市の子どもたちにとって望ましい教育環境について

社会構造の変化の中で、学校教育が果たす役割や意義は、人々の間において今まで以上に強く認識されるようになりました。次代を担う子どもたちには、確かな学力を獲得させ、可能性を見出し、自己を形づくり、社会で共存・共栄できる力をつけることが重要です。

八潮市は、平成18年度に小中一貫教育をスタートさせ、学力の向上と豊かな心の育成を目指し、研究と実践に取り組んできました。さらなる高みを求め、目ざす学校教育の実現に向けて望ましい教育環境はどうあるべきかについて審議してまいりました。

以下のように提言いたします。

(1) 人的教育環境について

○子どもにとって最大の教育環境は、学校であり教員である。子どもたちをよりよく導くためには、教員は心身ともに健康で、常に研鑽に励み、指導力を高める必要がある。

○子どもは学校・家庭・地域がよりよく関わり合っこそ健やかに成長する。中でも家庭は成長の土台であり、すべてが芽生える場所である。そして、地域は子どもたちが日々過ごす舞台で様々な社会性を身につける場所である。従って子どもたちの健全な成長には、三者の良好な関係が欠かせず、学校・家庭・地域が責任をもって子どもたちの教育を行う必要がある。

○子どもたちの豊かな心の育成のためには、幼児との触れ合いや高齢者等の力を有効に活用するとともに地域の教育力を生かすことが必要である。

(2) 物的教育環境について

○子どもたちは多くの人との関わりの中で、悩み葛藤しながら磨き合い、自己を高めていくことができる。この点から、多くの人との関わりが可能となる適正な規模の学校が必要である。

○子どもたちが居心地よく安心して学習できるためには、子どもたちのニーズに応じた多目的に使える学習の場が必要である。

○子どもたちが交流する場、また学校応援団等の活動拠点となるコミュニティスペース(*3)が必要である。

○子どもたちの命を守るためには、安全な通学路や地域の人が行き届く公園・広場を確保する必要がある。

(3) 小中一貫教育について

- 9年間の中で、それぞれの発達段階に応じた系統的な目標を持たせ、子どもたちに「学ぶ意欲」を喚起することが重要である。
- 学習や生活の土台・基盤となる規律を、9年間を通じて、学校と家庭の両方でしっかりと身につけさせることが必要である。
- 授業における基礎的・基本的な事項を小中学校の共通理解のもと確実に定着させるとともに、家庭では子どもの学習により関心を持って、家庭学習の習慣を根付かせることが重要である。
- 不登校を解消するためには、小中学校の共通理解を今以上に図るとともに、保護者や地域社会の支えの中で取り組んでいく必要がある。
- 小中一貫教育の成果と課題を、家庭・地域と共有し、今後も学校・家庭・地域が一体となった教育を進めていくことが重要である。

2 八潮市における適正な学校配置について

八潮市では、駅周辺の児童生徒数の増加に伴い、平成25年度より南部地区に位置する小中学校について通学区の変更を行いました。一方、北部地区では児童生徒数が減少し、単学級で学級の児童数が20人以下という学校が存在しています。このように二極化が顕著になっており、市全体では児童生徒数に大きな偏りが見られます。

そこで、人口動態を踏まえた適正な学校配置について審議を重ねた結果、新設校建設にあたっては、前述の「1 八潮市の子どもたちにとって望ましい教育環境について」やこれまで八潮市が研究・実践してきた小中一貫教育の成果を踏まえ、小中一貫教育校(*4)も視野に入れた設置が望ましいと考えます。

以下のように提言いたします。

(1) 北部について

- 北部地区は、現在、市街化調整区域であるため、人口増加は望めない。
特に八條北小学校の児童数は125人(平成26年5月1日現在)、全学年が単学級であり、1学級20人を切る学年もある。また、進学先の八條中学校もその影響を受け、全生徒数が192人、6学級という小規模校である。両校は、少人数集団での学校生活を余儀なくされ、子どもたちは多人数で切磋琢磨することができずにいる。

○八條中学校、八條小学校、八條北小学校は、小中一貫教育の導入当初から交流活動等の実践を活発に行っており、小中学校の教員が連携した授業や児童生徒のあいさつ運動など、小中学校が協力し、一緒に活動する下地ができています。特に、八條中学校と八條北小学校は、6年間に渡り合同運動会・体育祭を行い、合同で行うことの意義について地域の理解も得られている。

○少人数の弊害を解消し、これまでの成果をより一層高める視点から、八條中学校、八條小学校、八條北小学校を統合し、早急に新設の一体型や併設型の小中一貫教育校を設置する必要があります。なお、設置にあたっては、保護者・地域の方に説明をし、意見を聞くなど、十分な理解を得る必要があります。また、現在、北部地区が北部拠点まちづくり推進地区に指定され、今後、外環八潮パーキングエリア（仮称）及び八潮スマートインターチェンジ（仮称）が整備される予定であることから、児童生徒の安全面や教育環境面での課題を十分視野に入れ、検討すべきです。

○3校の学区の児童生徒を合わせると、平成31年度に740名の予定であり、今後も大きな増減はないため、適正規模といえる。

○通学が遠距離になる小学生については、スクールバスでの通学が望ましい。中学生については、自転車通学で対応する。

（2）南部について

○南部地区は、人口増加により今後も児童生徒数が増え、学校施設が不足し、教育活動に支障をきたすことが予測される。このことから、潮止中学校に隣接する小学校予定地には、一体型や併設型の小中一貫教育校の設置を視野に入れた新設校の建設を検討すべきです。また、県立八潮南高等学校西の中学校予定地には生徒数の増加を見据え、新たに中学校を建設する必要があります。その際、保護者・地域の方に説明をし、意見を聞くなど、十分な理解を得る必要があります。また、通学区域審議会（*5）を開催するなど通学区域の変更等を含め、慎重に検討を重ね、方向性を示す必要があります。

○通学区域審議会においては、通学路の安全や学校の適正規模を確保する視点で検討を重ねていくことが重要である。

（3）中央部について

○市内中央部にある学校については、今後の児童生徒数の変動に注視し、学区の再編成なども含めて対応していくことが望ましい。

おわりに

本審議会は、平成24年10月19日の第1回会議以来、平成26年9月30日まで12回にわたって「八潮市の人口動態を踏まえた適正な学校配置について」慎重に審議してまいりました。審議過程の中で、様々な立場の委員から多くの意見が出されました。本審議会で大切にすることは、「八潮市のすべての児童・生徒に健全な学びと成長を保障するものでなければならない」という理念のもとに、次代を担う子どもたちのために安全かつ快適な教育環境を提供することです。今後、適正な学校配置を実施するにあたっては多くの課題がありますが、市民の皆さまからいただいた意見も参考にしながら、子どもたちにとってよりよい教育環境を整備するために、市全体で積極的に取り組まれることを切望します。

備考

本文中で用いられている用語の意味

- (*1) 適正な学校配置：本市の人口動態や学校教育法施行規則第41条を踏まえ、児童生徒に望ましい教育環境を保障するためには、およそ700人規模の学校が適していると本審議会では考えています。
- (*2) 小中一貫教育：本市における小中一貫教育とは、義務教育9年間を1つのまとまりとして捉え、連続性・系統性を意識したきめの細やかな指導を行うことで、「学力の向上と豊かな心の育成」の実現を図ろうとするものです。
- (*3) コミュニティスペース：学校には、様々な年齢層が集い、話し合い、活動できる場が必要であり、地域の核となる場所でなければいけません。これからの学校には、児童生徒に豊かな心を育成するためにも、こうしたコミュニティスペースが必要だと本審議会では考えています。
- (*4) 小中一貫教育校：小中一貫教育を推進するに当たり、施設面での形態は次の3つがあります。
 - 施設分離型…小中学校の校舎が別々の敷地に分かれています。
 - 施設一体型…小中学校の校舎が一体化しています。
 - 施設併設型…小中学校の校舎が同じ敷地にあるが、校舎が別になっている。
- (*5) 通学区域審議会：小中学校の児童生徒数を踏まえ、適正な通学距離や通学上の安全面を考慮し、通学区域の検討を行う審議会です。